

- ⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
 - ・通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
 - ②勤務体制の確保等、③定員の遵守、④非常災害対策
- は、通所リハビリテーションについて準用する。

8 短期入所生活介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定短期入所生活介護の事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

①当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員又は機能訓練指導員との兼務可

②利用定員が40人未満の事業所については、併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(2) 医師を置くこと（嘱託可）

(3) 生活相談員

100：1以上

1名以上を常勤で配置すること

(4) 介護職員

(5) 看護職員

上記(4)、(5)の職種については

利用人員：職員数＝3：1以上

*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

・職種ごとに1名以上を常勤で配置すること。

・非常勤職員を充てる場合は、その勤務時間数の合計が、常勤職員を充てた場合の時間数以上となること。

- ・介護職員は、夜勤を含め常時1名以上の配置

(併設施設で行う場合の特例)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設されている定員20床未満の短期入所生活介護の場合には、(3)、(4)、(5)の職種の配置は、次の基準とすること。

- ・(3)の職種については、
利用人員：職員数＝100：1以上
- ・(4)、(5)の職種については、
利用人員：職員数＝3：1以上
*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない
- ・いずれの職種も入所・入院者の処遇に支障を来さない範囲で、本体職員の職員と兼務可とする。
- ・原則常勤が望ましいが、非常勤職員を充てる場合には、その勤務時間数の合計が、常勤職員を充てた場合の時間数以上となること

(空床利用で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合には(3)、(4)、(5)の職種の配置は次の基準とすること。

- ・(3)の職種については、
特別養護老人ホーム入所者数と
短期入所生活介護の利用人員の合計数：職員数 ＝ 100：1以上
- ・(4)、(5)の職種については、
特別養護老人ホーム入所者数と
短期入所生活介護の利用人員の合計数：職員数 ＝ 3：1以上
*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

(6) 栄養士

- 1人以上を置くこと
- ・併設施設との兼務可
- ・40人以下の施設は、地域の栄養指導員との連携が図られれば、配置しなくても可

(7) 機能訓練指導員

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者を置くこと(兼務可)

(8) 調理員、その他の従業者

実情に応じた適当数

3. 設備基準

(1) ベッド数

20床以上設置し、専用の居室を設けること

(併設施設で行う場合の特例)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設し、短期入所生活介護のための専用の居室を設けて実施する場合は、20床未満でも可

(空床利用で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、20床未満でも可

* 現に老人福祉法の規定に基づき、短期入所専用ベッドを設置し、当該事業を行っている施設においては、なお従前の例による。

(2) 設備

① 建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物又は準耐火建築物

② 次の設備を設けること

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、静養室、面接室、寮母室、看護婦室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備

隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面所、静養室、寮母室、看護婦室を除き兼用可

ただし、設備を兼用する場合にあっても利用者に対して必要な数量・面積等の条件が確保されていること。

(併設施設で行う場合の特例)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、短期入所生活介護の利用者及び本体施設の入所・入院者の処遇に支障を来さない範囲で、居室を除き設備の兼用可。

ただし、設備を兼用する場合にあっても、利用者に対する必要な数量・面積等の条件が確保されていること。

(空床で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、特別養護老人ホーム入所者及び短期入所生活介護利用者の処遇に支障を来さない範囲で設備の兼用可。

(3) 居室

① 居室床面積 利用者1人当たり10.65㎡以上

② 居室定員 4人以下

* 居室面積、居室定員については、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。

- ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災に十分考慮すること
- (4) 食堂
- (5) 機能訓練室
 - ① 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人当たり3㎡以上であること
 - * 現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。
 - ② 食堂と機能訓練室は兼用可
 - ③ サービスを提供する際には、所定の面積を専用可能であること
- (6) 浴室

身体の不自由な方に適したものとすること。
- (7) 便所

身体の不自由な方に適したものとすること。
- (8) 洗面所

身体の不自由な方に適したものとすること。
- (9) その他
 - ①廊下幅： 廊下幅1.8m、中廊下2.7m以上とする。
 - ②常夜灯の設置、階段傾斜を緩やかにすること。
 - ③非常用設備の設置
 - ④2階以上避難用傾斜路の設置（エレベーターの設置の場合は不要）
 - * ①～④について、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。

4. 運営基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 内容、手続の説明及び同意

事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

② 入退所

<対象者>

事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

<居宅介護支援事業者等との連携>

事業者は、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提

供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健、医療又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

③ 利用料等の徴収

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定短期入所生活介護を提供した際は、利用料として、当該指定短期入所生活介護について法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額の合計額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は介護支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・ 事業者は、指定短期入所生活介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・ 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額についてその費用の範囲内で利用者から支払いを受けることができる。
 - 一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けずに設置されたものに限る。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用（※個室又は2人室、入所定員の5割を限度）
 - 二 送迎に要する費用
ただし、厚生大臣が別に定める場合を除く。
（※通常の送迎の実施地域において、介護者の事情等から送迎が必要な場合等。）
 - 三 食材料費
 - 四 理美容代その他短期入所生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

④ 指定短期入所生活介護の取扱方針

- ・ 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- ・ 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- ・ 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・ 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- ・ 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑤ 短期入所生活介護計画の作成

- ・ 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- ・ 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- ・ 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑥ 介護

- ・ 介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行わなければならない。
- ・ 指定短期入所生活介護は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- ・ 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- ・ 事業者は、上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- ・ 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護の従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。

⑦ 食事の提供

- ・ 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した、のどするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- ・ 利用者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

⑧ 機能訓練

事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

⑨ 健康管理

- ・ 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- ・ 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。

⑩ 相談・援助

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

⑪ その他のサービスの提供

- ・ 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
- ・ 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

⑫ 緊急時等の対応

事業所の従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑬ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑫サービスの提供記録の記載、⑭保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知は、短期入所生活介護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用者の定員（介護老人福祉施設の空床利用のみで行っている場合を除く。）
- 四 指定短期入所生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

② 定員の遵守

事業者は、指定短期入所生活介護の提供に際しては、指定を受けた入所定員及び居室の定員（介護老人福祉施設の空床利用のみで行っている場合は、指定を受けた介護老人福祉施設の入所定員及び居室の定員）を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

③ 地域等との連携

- ・ 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑦ 広告、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
- ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
① 管理者の責務について
- ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
② 勤務体制の確保等、④ 非常災害対策、⑤ 衛生管理
は、短期入所生活介護について準用する。

※ 基準該当サービスに関する基準 については、継続して検討する。

9 短期入所療養介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、短期入所療養介護を受ける者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定短期入所療養介護の事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員及び設備に関する基準

(1) 介護老人保健施設の場合

介護老人保健施設に係る開設許可を受けていること（人員配置基準、設備基準については老人保健施設の基準と同様。ただし、基準において「入所者」とあるのは、「入所者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える。）

(2) 病院又は診療所の場合

1 介護療養型医療施設の指定に係る病棟又は病室の場合

介護療養型医療施設の指定に係る病棟又は病室であること（人員配置基準、設備基準は介護療養型医療施設の指定基準と同様。ただし、基準において「入院患者」とあるのは、「入院患者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える。）

2 上記以外の療養型病床群等（当分の間、法の施行の時点において現に老人医科診療報酬点数表の診療所老人医療管理料を算定している診療所を含む。）の病棟又は病室の場合

医療法に定める療養型病床群等の人員配置基準、設備基準を満たしていること。（ただし、介護職員数については、入院患者及び短期入所療養介護を受ける者の数が6又はその端数を増すごとに1配置していること。）

3. 運営基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 入退所

事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

② 利用料の徴収等

事業者は、法定代理受領サービスたる指定短期入所療養介護を提供した際は、利用料として、当該指定短期入所療養介護について法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額の合計額から当該施設に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

事業者は、指定短期入所療養介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。

事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額についてその費用の範囲内で利用者から支払いを受けることができる。

一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（※個室又は2入室、入所定員の5割を限度）

二 送迎に要する費用

ただし、厚生大臣が別に定める場合を除く。

(※通常の送迎の実施地域において、介護者の事情等から送迎が必要な場合等。)

三 食材料費

四 理美容代その他短期入所療養介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

③ 指定短期入所療養介護の取扱方針

- ・ 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。
- ・ 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、澁然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- ・ 事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ・ 事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

④ 短期入所療養介護計画の作成

- ・ 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望並びにその置かれている環境並びに医師の診療方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を盛り込んだ短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- ・ 管理者は、短期入所療養介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- ・ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑤ 診療の方針

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断をもととし、療養上妥当適切に行う。

- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、本人又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- 六 別に厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

⑥ 機能訓練

事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な利用者には理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

⑦ 看護及び医学的管理の下における介護

- ・ 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- ・ 事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について援助を行わなければならない。
- ・ 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- ・ 事業者は、上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- ・ 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

⑧ 食事の提供

- ・ 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- ・ 利用者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

⑨ その他のサービスの提供

- ・ 事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努める

ものとする。

- ・ 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

⑩ 診療録の記載

施設の医師は、利用者の診療を行った場合には、遅滞なく診療録に当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。

⑪ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑫サービスの提供記録の記載、⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑭利用者に関する市町村への通知
- ・ 訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ③健康手帳への記載
- ・ 短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ①内容、手続の説明及び同意、②居宅介護支援事業者等との連携は、短期入所療養介護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

② 定員の遵守

指定短期入所療養介護の提供に際しては、介護老人保健施設にあっては法第94第1項の許可に係る入所定員及び療養室の定員を、病院又は診療所にあっては短期入所療養介護に係る法第41条第1項本文の指定に係る病床数及び病室の定員を超えて利用させてはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

③ 地域等との連携

事業者は、指定短期療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、
⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
① 管理者の責務
 - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
② 勤務体制の確保等、④ 非常災害対策
 - ・ 通所リハビリテーションのサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③ 衛生管理
- は、短期入所療養介護について準用する。

10 痴呆対応型共同生活介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる痴呆対応型共同生活介護（以下「指定痴呆対応型共同生活介護」という。）の事業者は、要介護者であって痴呆の状態にあるものについて、その共同生活を営む住居（以下「共同生活住居」という。）において、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 事業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

- ① 当直時間を除き利用者3人に対して1人の割合で介護職員を配置すること。
（うち1名常勤）
- ② この他、当直時間帯は常時1名の職員を配置すること。（併設施設との兼務可）

(2) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ① 当該事業所の介護職員との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(3) 事業単位

5人から9人を1事業単位とする。